

様式第1号(第9条関係)

龍ヶ崎市公告第35号

次のとおり、一般競争入札(以下「入札」という。)により市有財産を売払う。

令和6年4月9日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

1 入札に付する物件

物件番号	土地	所在	地番	地目	面積 (m^2)	予定 (最低) 価格 (円)	入札保証金 (円)
	建物			種類・構造	延床面積 (m^2)		
1	土地	龍ヶ崎市大徳町字 上大徳	71番6	雑種地	292	920,000	92,000

(注) 予定価格とは、あらかじめ龍ヶ崎市が定めた最低落札価格をいう。

2 入札参加者に必要な資格は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1号に規定する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者
- (5) 市が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
- (6) 市税又は市の使用料等を滞納している者
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する市の職員

3 入札に参加する者が順守しなければならない条件

- (1) 龍ヶ崎市公有財産売却に関する入札心得の内容を承諾し、及び順守すること。
- (2) 本公告に定める手続に従って、あらかじめ入札の参加申込みを行うこと。

4 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次に掲げる場所及び期間に持参又は郵送により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。

また、入札参加申込書には、居住地の市区町村長が発行した住民票(住民票コード及び個人番号以外の記載を省略しないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書)を添付すること(いずれの書類も原本であることとし、入札執行前3か月以内に発行されたものであること)。

- (1) 受付場所 龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市役所3階 管財課
- (2) 受付期間
令和6年4月15日(月)から令和6年5月17日(金)まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。
- (3) 受付時間
午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (4) 留意事項
郵送による受付の場合は、受付期間の終了日の消印有効とする。

5 売却物件の案内書、契約条項その他関係書類を示す場所及び期間

- (1) 場所
ア 4の(1)に同じ。
イ 龍ヶ崎市公式ホームページ。ただし、その公開は、受付開始日からとする。
- (2) 期間
令和6年4月15日(月)から令和6年6月21日(金)まで
なお、受付場所における閲覧時間は、4の(3)と同じとする。

6 入札書の提出場所及び期限

- (1) 提出場所 4の(1)と同じ。
- (2) 提出期限 令和6年6月14日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (4) 留意事項 午後5時必着。

7 入札の方法等

- (1) 入札は、入札書提出期限日(午後5時必着)までに、持参又は郵送により入札すること。
なお、入札の回数は、1回とする。

8 開札の場所及び期日等

- (1) 場所 龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市役所4階 入札室
- (2) 期日 令和6年6月19日(水) 午後1時30分
- (3) 開札の立会いを希望する者は、開札時刻の10分前までに参集すること。ただし、先着2名までとする。

9 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、予定価格(最低落札価格)の100分の10以上の市が定めた金額の入札保証金を令和6年6月14日(金)までに、市が発行する納付書により市が指定する金融機関に納付すること。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、契約保証金に全額充当する。
なお、落札者が市の指定した期限内に契約を締結しない場合は、入札保証金は没収し、返還しない。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札終了後に返還する。

10 落札者の決定の方法

応札終了後、市は開札確認を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、落札となるべき最高価格の入札者が複数ある場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

11 契約書作成の要否

契約書の作成を要する(落札の決定の通知の日から7日以内)。

12 契約保証金

- (1) 契約保証金は、予定価格(最低落札価格)の100分の10以上の金額(9の(1)と同額)とし、契約締結時点において、入札保証金の充当をもって納付するものとする。
なお、落札者が契約を履行しない場合は、契約保証金は没収し、返還しない。
- (2) 契約保証金は、13の売買代金が納付された時点で、売買代金に全額充当する。

13 売買代金

落札者は、売買代金から契約保証金を差し引いた残金について、契約締結日から20日以内に、市が発行する「納入通知書」により納入すること。

14 危険負担

落札後、契約を締結した時点で、売買物件に係る危険負担は落札者に移転する。したがって、契約締結後に発生した売買物件の滅失、毀損など龍ヶ崎市の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできない。

15 用途の制限等

落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する営業又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による処分を受けた団体の用途に供してはならない。

また、第三者に対して物件の売買、贈与、交換、出資等により所有権を移転し、又は賃借による使用及び収益をさせようとする場合は、書面により義務を承継しなくてはならない。

16 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札参加者の有無は、開札終了まで非公開とする。
- (3) 災害など特別な事情が発生した場合は、予告なく入札を中止する場合がある。
- (4) 入札及び契約に関する手続の担当 龍ヶ崎市総務部管財課